

議 事 日 程 (第1号)

令和4年12月2日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第59号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第60号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第61号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第62号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関  
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第63号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第10 議案第64号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第65号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第13 議案第67号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第68号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第69号 令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第70号 令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第71号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第18 報告第 4号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告

- 日程第 5 議案第 5 9 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 6 0 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6 1 号 須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6 2 号 須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関  
する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6 3 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を  
改正する条例
- 日程第 1 0 議案第 6 4 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 1 議案第 6 5 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 2 議案第 6 6 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第 1 3 議案第 6 7 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 4 議案第 6 8 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 6 9 号 令和 4 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 7 0 号 令和 4 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 7 議案第 7 1 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 報告第 4 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について

---

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

---

欠席議員（0名）

なし

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 課 長 補 佐	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舛 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。

皆さん、朝からワールドカップ、サッカーがリーグ予選トップで上がりましてベスト16ということでございますけれども、その先を番狂わせで勝っていただきたいと思います。本当に今日は国民の皆さん全員、感動をもらってよかったなと思っております。

それと、今年最後の議会になりますけれども、非常にまたコロナの感染が高くなっておりまして、無事、この定例会が全員参加のもと終わることを望むところでございます。どうか健康管理には十分留意させていただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、始めます。

開会前に広報特別委員会より、会期中の議場内写真撮影の申し出があっており許可したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和4年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。

○議長（松山 力弥） 委員長、マスク取ってから。取って、また終わったら。

○議会運営委員長（三上 政義） 改めまして、おはようございます。

令和4年第4回定例会、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

本日午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回提出された議案は13件、報告1件、町長諸報告3件、閉会中の組合議会報告1件でございます。

委員会付託につきましては総務建設産業委員会10件、文教厚生委員会2件、予算審査特別委員会1件で、総務建設産業委員会付託の議案第62号及び議案第63号については、両常任委員会の協議により、文教厚生委員会も審査に参加する連合審査となっております。

なお、議案第64号及び議案第65号は、関連議案のため一括議題といたします。

会期は、本日12月2日から9日までの8日間。

本日、当初本会議。5日、午前9時から工事施工案件説明、終了後、予算審査特別委員会。6日、午前9時から一般質問、終了後、全員協議会。7日、午前10時から連合審査会、終了後、各常任委員会。9日、午前10時から最終本会議、終了後、広報特別委員会を開催いたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

## 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの8日間と決定しました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

---

### 日程第3. 町長諸報告

○議長（松山 力弥） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

12月定例議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員参加で開会できますこと、心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、3件、町長報告させていただきます。

#### **須恵町議会の議員報酬の見直しについて**

まず、始めに、須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございます。

9月議会の町長報告において申し上げておりました須恵町議会の議員報酬の見直しについてでございますが、去る10月24日に須恵町特別職報酬等審議会に議員報酬改定の是非について諮問をいたしました。

須恵町民6名で構成された委員による須恵町特別職報酬等審議会において慎重に審議を行っていただきました結果、より優秀な人材を確保し、議員活動を保証する十分な額とする必要があることから、須恵町議会議員の議員報酬額の引上げは妥当であると判断され、改定の総額は町民感情を考慮し、町の大きな財政負担とならない範囲での増額との答申をいただきました。

内容につきましては、連合審査会において御説明申し上げますので、審議方よろしくお願いいたします。

#### **オミクロン株対応ワクチンの接種状況について**

次に、オミクロン株対応ワクチンの接種状況についてでございます。新型コロナウイルスワクチンのオミクロン株に対応した2価ワクチンの接種が開始されております。

このワクチンは、初回接種、1回、2回接種を完了した12歳以上の全ての方が対象で、1人1回接種することができます。須恵町の対象者は約2万1,000人で、現在、約5,300人の

接種が完了しており、接種率は約25%となっております。

接種券は、最後の接種から3か月が経過した接種可能な方から順次発送しており、11月末現在で約1万9,000人への発送が完了しております。まだ接種券が届いていない方は接種が可能になる時期に発送いたしますので、今しばらくお待ちいただきたいと考えております。

今まで接種券の再発行は窓口または郵送、電話での申請受付でしたが、利便性の向上のためLINEでの申請ができるようになりました。再発行が必要な方はぜひ御利用いただきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、これまでの2年間、年末年始に流行しており、またこの冬については季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されております。こうしたことを踏まえ、オミクロン株対応ワクチンは重症化予防効果が従来株ワクチンを上回るとともに、今後の変異株に対しましてもより効果が期待されておりますので、できるだけ早い時期に接種をお願いしたいと考えております。

今後も国の方針に従い、医療機関の御協力をいただきながら、安心して暮らせる日常が迎えられるようにこの事業を推進してまいります。

#### スマホお助け窓口の開設について

最後に、スマホお助け窓口の開設についてでございます。本年の9月議会におきまして補正予算を計上させていただいた内容でございます。

この窓口は、役場の1階ロビーで11月7日から来年の3月13日まで、毎週月曜日に開設するもので、カメラやメール、LINEやインターネットにキャッシュレス決済など、スマートフォンの操作に関することなら何でも予約不要、無料で、人に気兼ねすることなく専門のスタッフにマンツーマンで相談できる窓口でございます。この窓口の設置に取り組んだきっかけは、社会における急速なデジタル化の進展でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が要因となって、テレワーク、キャッシュレス決済、インターネットショッピング、オンライン会議など、経済、生活、働き方は大きく変化してきております。

政府は新型コロナウイルス感染拡大の対応によって、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、様々な課題が明らかになったことを受けて、令和3年9月からデジタル庁を創設して社会のデジタル化を全力で進めております。

しかしながら、皆様御存じのとおり、我が国にはかなり前から社会問題として取り上げられておりますデジタルデバイドという問題があります。これは一般的に日本語で情報格差と訳される言葉で、パソコンやインターネットなどの情報通信、IT技術の恩恵を受けられる人と受けられない人の間に生じる格差のことを表しています。特に年齢の相違による情報格差、高齢者のデジ

タルデバイス問題は超高齢化社会を背景に特に問題視されてきているところであります。

このような社会情勢の中、国はマイナンバーカードの普及を促進するとともにキャッシュレス決済の利用拡大、消費喚起を図るためにマイナポイント第2弾を開始いたしました。マイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録によって最大2万円のポイントがもらえるもので、スマートフォンやパソコンから申請しますが、申込みのための操作はスマートフォン操作に詳しくないとなかなか難しく、申請サポートを受けるためには住民課窓口で毎日20名以上の方が現在お見えになっており、職員のサポートを受けておられます。

世の中の便利なサービスの多くはスマートフォンを使ったものになってきており、キャッシュレス決済、オンライン手続など、スマートフォンを使って生活の利便性を向上させることができるデジタルサービスは今後ますます拡大する見込みでございますが、スマートフォン操作に不慣れであることから、これらのデジタルサービスを十分活用できてない方が社会には多数存在していただろうと思われまふ。

政府は、デジタル活用で目指す社会を、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、誰一人取り残されることのない多様な幸せが実現できる社会としています。社会全体のデジタル化が進められる中、高齢者をはじめとした誰もがデジタルを活用できる社会を実現することこそが重要でございます。そのため、民間企業や地方公共団体など、デジタル活用に不安のある高齢者等のデジタル活用支援に向けて社会全体で取り組む必要があると考えております。

誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を推進するため、スマホお助け窓口のような住民の方々に対するデジタル活用支援を今後も進めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） これより、町長の諸報告に対する質疑に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときに併せて質疑をお願いします。

町長の諸報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（松山 力弥） 日程第4、これより議会報告に入ります。

閉会中に粕屋南部消防組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 改めまして、おはようございます。

令和4年11月29日火曜日に行われました第4回11月粕屋南部消防組合議会臨時会について報告いたします。

消防組合臨時議会の議事日程は、お手元の資料のとおりでございます。

議案第15号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例（昭和48年粕屋南部消防組合条例第12号）の一部を改正する条例の制定については、令和4年の人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律（令和4年法律第81号）が交付されたため、本消防職員の給料月額及び諸手当の改正を行うもので、粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例第24条第2項第1号中「100分の95.0」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の47.5」に改めるとし、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決されました。

報告第1号専決処分の報告について（専決第1号）。

法律上組合の義務に属する1件50万円以内の賠償額の決定及び和解に関することで、環境整備中、草刈り機で作業していたところ小石が飛散し、駐車場に駐車中の車両に損害を与え、損害賠償を行ったもので、損害賠償額1万1,309円については、損害賠償保険により全額支払われる旨の報告があり、全員賛成で承認されました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いておりますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第4回11月粕屋南部消防組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（松山 力弥） そのほか、閉会中の活動につきましては、事前に資料を載せておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより議事に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第64号及び議案第65号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

---

#### 日程第5. 議案第59号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第59号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律等が令和5年4月1日から施行さ

れることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

今回の条例は、地方公務員の定年を引き上げる地方公務員法の改正に伴い、関連する9つの条例の改正と1つの条例を廃止するものでございます。

改正の主な内容は、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日以降は、給料の水準を60歳時点の7割とすること、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年について6級及び5級の職にあった職員の降任先として4級の職務に新たに指導官の職を追加すること、定年前、再任用短時間勤務職員の規定を追加すること、再任用制度の廃止されることに伴い、須恵町職員の再任用に関する条例を廃止すること、地方公務員法の一部改正に伴い条項ずれが生じる箇所を整備するなどでございます。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。また65歳定年が完成するまでの間、定年の段階的引上げ期間中の暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員についての定義、給与に関する経過措置などを定めております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第59号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第59号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第6. 議案第60号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第60号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。この条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し、高齢者部分休業の承認、条例で定める年齢、高齢者部分休業取得中の

給与の減額、承認の取り消し、休業時間の短縮、休業時間の延長など、必要な事項を定めるものでございます。

附則の第1項で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

附則第2項は、この条例が制定されることにより、須恵町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の第4条第3項に高齢者部分休業を承認した時間について任期を定めた短時間勤務職員を採用できる規定を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第7. 議案第61号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第61号須恵町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、地方公務員法の一部を改正する法律等が令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

今回の条例改正の主な内容は、職員の定年年齢を令和5年4月から2年に1歳ずつ引き上げ、令和13年4月に65歳とする規定の改正、管理監督職勤務上限年齢制、役職定年制の新設により60歳を超える職員は非管理監督職4級へ降任する規定の整備、60歳以後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制の規定の整備、翌年度に60歳となる職員への情報提供、意思確認制度に関する規定の整備などです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。また、勤務延長に関すること、定年退職者等の再任用に関することなどの経過措置についても規定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託した

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第8. 議案第62号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第62号須恵町議会議員及び須恵町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。公職選挙法施行令の改正に準じまして、選挙公営に要する選挙運動用自動車の借入れ、選挙運動用自動車の燃料、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の経費に係る限度額の引上げを行うものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。

附則の第2項で、この条例の規定はこの条例の施行の日以後に告示される選挙について適用し、条例の施行日の前日までに告示された選挙については従前の例によるとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第9. 議案第63号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第63号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、住民の代表者としての議会議員について議会力向上を図るための議員報酬の見直し及び特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、まず特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、町議会議員の期末手当について年間0.05月引上げを行います。また、議員報酬の見直しについて、月額報酬を議長34万6,000円から37万9,000円に、副議長28万3,000円から31万円に、常任委員長27万1,000円から29万7,000円に、議会運営委員長27万1,000円から29万7,000円に、議員26万4,000円から28万9,000円に改正しようとするものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定で期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日からとし、議員報酬の見直しについては改選後の令和5年5月1日からとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第10. 議案第64号

#### 日程第11. 議案第65号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第65号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第64号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、特別職、町長、副町長、教育長の期末手当について年間0.05月引上げを行うものです。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。ただし、第2条の規定、期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の165とするのは令和5年4月1日から施行するとしています。

第2項では、第1条の規定、期末手当の支給率を100分の167.5とする規定は令和4年12月1日から適用するとしています。

附則第2条の規定は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとしています。

次に、議案第65号一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、令和4年8月8日の人事院勧告に基づき一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

今回の条例改正は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が令和4年11月18日に公布されたことに伴い、職員の勤勉手当について年間0.1月引上げ、再任用職員については年間0.05月引上げを行うものです。

また、若年層職員に重点を置きながら給与月額を平均0.3%に引き上げるため、給料表を改定し、令和4年1月1日から適用をいたします。

附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行するとしています。

ただし、第2条の規定、勤勉手当の支給割合を100分の100、再任用職員は100分の47.5とするのは令和5年4月1日からとします。

第2項で第1条の規定、勤勉手当の支給割合を12月に支給する場合は100分の105、再任用職員は100分の50とするのは令和4年4月1日から施行するとしています。同じく新しい給料表の適用も令和4年4月1日からとします。

附則第2条で、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は改正前の条例の規定による給

与の内払とみなすとしています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第64号及び議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号及び議案第65号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第12. 議案第66号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由としましては、自治体業務多様化とともにより一層の専門性の向上が求められている監査委員に対し、報酬の見直しを図りその職務にふさわしいものとするため当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正の内容は、現行職見を有する監査委員の報酬年額40万円を年額50万円に改めるものでございます。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第67号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いします。

議案第67号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、令和4年歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億6,966万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は第1表歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の変更は第2表地方債補正による。第3条で債務負担行為の追加は第3表債務負担行為補正によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いします。まず、歳入からでございます。主なものを申し上げます。

14款1項国庫負担金は施設型給付費国庫負担金、障害者自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費国庫負担金で5,250万1,000円の増額補正、2項国庫補助金はマイナポイント事業国庫補助金、教育対策総合支援事業費国庫補助金で901万7,000円の増額補正、15款1項県負担金は施設型給付費等県負担金、障害者自立支援給付費県負担金や障害児入所給付費県負担金で2,625万円、2項県補助金はこども医療費県補助金やひとり親家庭等医療費県補助金、農地農業用施設災害復旧費県補助金などで2,512万8,000円の増額補正、16款2項財産売払い収入は不動産売払い収入で4,353万円の増額補正、17款1項寄附金は篤志寄附金、まち・ひと・しごと創生推進寄附金などで667万4,000円の増額補正、19款1項繰越金は前年度繰越金6,563万8,000円を増額補正、21款1項町債は道路改良事業債及び農用地施設災害復旧事業債で900万円を増額補正しております。

続いて、3ページ、歳出でございます。今回の補正は、まず各費目全体としまして、人事異動に伴う職員人件費の増減額補正を行っております。

主な補正として2款1項総務管理費は財政調整基金積立金などで5,739万5,000円の増額補正、2款4項選挙費は県議一般選挙費及び町議会議員選挙費610万3,000円を増額補正、3款1項社会福祉費は国民健康保険特別会計繰出金や重度障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、障害者支援費、自立支援給付費の増加により1億4,694万4,000円の増額補正です。3款2項児童福祉費は新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金や保育実施負担金、こども

医療費などで2,872万8,000円の増。6款1項農業費は農業施設整備事業などで190万6,000円の増額補正。8款5項下水道費は公共下水道事業特別会計繰出金1,017万円の減額補正。

4ページをお願いします。10款3項中学校費は中学校施設整備維持管理事業などで110万1,000円の増額補正。11款1項農林水産業施設災害復旧費は時間外手当及び旧柱田ため池災害復旧工事請負費で930万円の増額補正でございます。

続いて5ページをお願いします。第2表地方債補正1変更で2件ございます。道路改良事業債限度額1,040万円を1,100万円に変更。農林水産業施設災害復旧事業債、限度額40万円を880万円に変更です。記載の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

6ページをお願いいたします。第3表債務負担行為補正1追加で10件ございます。県議会議員一般選挙及び町議会議員一般選挙関連につきましては、期間令和4年から令和5年度まで、その他6件は4月の当初からの契約となり3月までに入札等契約の相手方を決定する必要があるため今回、追加するものでございます。期間、限度額は記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第67号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に三角栄重君であります。

---

#### 日程第14. 議案第68号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長（百田 敦） 議案書の1ページをお願いいたします。議案第68号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算

(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,932万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億3,088万5,000円とするものです。第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

次の、2ページをお願いいたします。

まず、歳入です。5款1項他会計繰入金1,932万5,000円の増額は、給与費等繰入金の増額と交付金の過大交付金返還によるその他一般会計繰入金の増額等によるものです。

続きまして、3ページ歳出でございます。1款1項総務管理費4万5,000円の増額補正は、決算見込みによる需用費と委託料の増額です。

4項過年度納付金分10万8,000円の増額補正は、実績による精算でございます。

6款2項特定健康診査等事業費21万円の増額補正は、決算見込みによる役務費と委託料の増額です。

8款1項償還金及び還付加算金1,896万2,000円の増額補正は、令和3年度普通交付金と特別交付金の過大交付分返還によるものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(松山 力弥) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって、議案第68号を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第69号

○議長(松山 力弥) 日程第15号、議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。百田住民課長。

○住民課長(百田 敦) 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第69号令和4年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。補正予算書の

1 ページをお願いいたします。

令和4年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正にそれぞれ10万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億989万9,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。次の2ページをお願いいたします。歳入でございます。3款1項他会計繰入金10万1,000円の減額補正は、決算見込みによる事務費繰入金の減額です。

続きまして、歳出です。3ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費10万1,000円の減額補正は、決算見込みによる人件費の減額です。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号を文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第70号

○議長（松山 力弥） 日程第16、議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第70号令和4年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。令和4年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,017万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億3,483万円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。5款1項他会計繰入金、補正額1,017万円の減額補正は一般会計繰入金の収支調整による減額です。

3ページをお願いいたします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額103万円の減額補正

は人事異動に伴う職員人件費の減額です。

2款1項下水道事業費、補正額914万円の減額補正は人事異動に伴う職員人件費の減額です。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第17. 議案第71号

○議長（松山 力弥） 日程第17、議案第71号令和4年度水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。岩崎上下水道課事業担当課長。

○上下水道課事業担当課長（岩崎 勝） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第71号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、令和4年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款第1項営業費用、補正額273万1,000円の減額補正です。これは、人事異動に伴う職員人件費の減額です。第3条、予算第6条を第7条とし、第5条を第6条に繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。債務負担行為第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、検針業務委託、期間、令和5年度から令和9年度まで、限度額、7,090万円。事項、自動車損害保険料、期間、令和5年度、限度額、19万円。これは、令和5年4月当初からの契約となり3月末までに入札を行い契約の相手方を決定する必要があるため、今回、追加するものです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付

託します。

---

### 日程第18. 報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第18、報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第4号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第2号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

令和4年9月22日午後5時ごろに、本町職員が水道メーター交換のため須恵町大字植木2024番地に訪問し、作業終了後の帰庁する際に入り口のコンクリートブロックに公用車の左フロントバンパーが接触し、コンクリートブロックを破損させた事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。損害賠償の額は3万3,000円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。事故の原因としましては、運転手の前方確認の不十分であったため発生したものでございます。この事故に伴います須恵町の過失割合は判例に基づきまして10割、コンクリートブロック修理代金等の全額3万3,000円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、須恵町が加入しております公用車自動車損害保険で全額を賠償しております。今後におきましては、このような事故がないように職員の安全運転の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

○議長（松山 力弥） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は12月6日午前9時から行います。

本日はこれにて散会します。

午前10時59分散会

---